

趣 意 書

(ver.18: 11/04/18)

東日本大震災被災児童・生徒に対する就学支援

「一校ひとくみ：ながの」

“こどもは国の宝、長野で守り、育てよう！
こどもは被災地復興の要であり、将来の長野の宝になる。
長野のこどもたちにとってもその経験は宝となる！”

「一校ひとくみ：ながの」準備委員長：

大西雄太郎（長野県医師会長、千曲中央病院理事長）

事務局：新田純平（小林脳神経外科病院 診療部長）

380-0824 長野市南石堂 1971

エーワンシティー ジ アゴラ 5階

脳神経外科エーワンクリニック内

Tel: 026-228-1929

Fax: 026-228-8192

<http://www.sunrise-gogo.co.jp/ikko-hitokumi-nagano/>

<mailto:nitta@kobayashi-noushinkeigeka.com>

「一校ひとくみ：ながの」では賛同して、
ホストファミリーに登録して下さる方を募集しています。

3月11日 宮城県沖で生じたマグネチュード9.0の大地震により、広く太平洋岸で津波災害が起きました。多くの人が暮らす町が、車が飲み込まれ、その後続く燃え上がる市街地やコンビニートに声を失った方も多いと思います。

多くの県民の皆様が義援金や救援物資の供出と支援活動行っているところですが、今回私たちは、被災地の小中学生を長野県の一般家庭でホームステイとして受入れる就学支援活動を始めました。

賛同者登録のお願い

この支援活動「一校ひとくみ：ながの」に対する賛同者を広く募集しています。ご賛同いただける方は、[賛同者登録](#)をお願いします。(名前、所属含めて公開可能、名前のみ公開可能、匿名希望等) 希望された方にはメールマガジンを配信したいと考えています。賛同者の方にはこの支援活動がより多くの県民に広がりますよう広報活動をお願いします。会費は不要です。

営利目的、政治活動目的、宗教等の勧誘を目的とする賛同者登録はお断り致しますのでご了承ください。

ホストファミリー登録のお願い

同じ被災地域からきた子どもたちを同じ学校に通えるようにするためにはより多くのホストファミリーを必要とします。

ホームステイとして子どもを受入れることが可能な方は、[ホストファミリー登録](#)をお願いします。

ホストファミリーの基本的な要件として、家族の一員として接していただくこと、食費、被服費をご負担くださること、原則として子供部屋を用意できることなどが挙げられます。

被災地から児童・生徒の受入要請が会った際に自治体の教育行政担当者と協議の上、受入校を決定、ホストファミリー登録いただいた方のなかから、通学の利便性、子ども同士の行き来が容易なご家庭を考慮し、事務局が決定、通知致します。

疾病、外傷、事故の際の費用、保険費用、通学に要する交通費、被災地との連絡に要する費用は事務局が負担しますが、ホストファミリーの皆様には感謝の気持ち以外お返しするものはありませんことをご了承ください。

ご寄付のお願い

この活動は皆様の善意で成り立つものと考えます。
近くご寄付に関するご案内を掲載します。

ご意見、ご感想

この活動に限らずこの皆様のご意見、ご感想、また他の支援のご提案あればお寄せください。

ホームページアドレス：

<http://www.sunrise-gogo.co.jp/ikko-hitokumi-nagano/>

協力機関（50音順、敬称略）

信州大学

長野県 災害対策支援本部 避難者受入支援チーム

長野県 県民協働・NPO 課

長野県 教育委員会

長野市 PTA 連合会

賛同者＊一部（50音順、敬称略）

国際ロータリークラブ第 2600 地区ガバナー事務所

長野県医師会

長野県看護協会

長野県歯科医師会

長野県ソフトテニス連盟

長野県テニス協会

長野県薬剤師会

長野国際親善クラブ

相澤孝夫 （慈泉会相澤病院 理事長・院長）

赤羽貞幸 （信州大学 副学長）

伊澤 敏 （長野県厚生連佐久総合病院 院長）

一之瀬良樹 （青樹会一之瀬脳神経外科病院 院長）

伊藤 悟 （松本保険薬局事業協同組合 理事長）

伊藤隆一 （長野県医師会副会長、学校医会長、伊藤外科医院院長）

大澤道彦 （国立病院機構信州上田医療センター 副院長）

大塚 宰 （長野県薬剤師会 会長）

大西雄太郎 （長野県医師会 会長、千曲中央病院理事長）

大屋房一 （長野市民病院 脳神経外科部長）

岡村重信 （社団法人 長野県経営者協会 事務局長）

小口寿夫 （諏訪赤十字病院 院長）

小澤省吾 （リコージャパン株式会社長野支社 支社長）

川合 博 （伊那中央病院 院長）

風間邦光 （長野国際親善クラブ副会長）

勝山 努 （長野県立病院機構理事長）

上條幸弘 （諏訪赤十字病院 脳神経外科部長）

北野敬造 （北野病院 院長）

木村 薫	(JA 長野厚生連篠ノ井総合病院 院長)
清澤研道	(長野赤十字病院院長、信州大学名誉教授)
河野和幸	(厚生連佐久総合病院副院長、脳神経外科部長)
小池健一	(信州大学医学部小児科学教室 教授)
小泉陽一	(厚生連小諸総合病院 院長)
小林 聰	(健成会小林脳神経外科病院理事長、院長)
小林茂昭	(慈泉会相澤病院医学研究研修センター長、信州大学名誉教授)
酒井圭一	(信州上田医療センター 脳卒中・脳腫瘍センター長)
重田裕明	(長野県立こども病院 院長補佐兼診療部長)
瀬口達也	(瀬口脳神経外科病院 院長)
高橋まゆみ	(人形作家)
滝沢助右衛門	(長野県テニス協会 会長)
滝澤 隆	(長野県歯科医師会会長 滝沢歯科医院院長)
竹内章久	((有) 竹内製作所 代表取締役)
竹前紀樹	(長野市民病院院長)
遠山順次	(松本時計博物館 館長)
鳥羽泰之	(健和会小林脳神経外科・神経内科病院 院長)
長崎正明	(昭和伊南総合病院 院長)
中條英夫	(信州フルーツランド 代表取締役)
永松裕希	(信州大学教育学部 副学部長)
夏目正也	(長野県公衆浴場業生活衛生同業組合 理事長)
西澤喜代子	(長野県看護協会会長)
原田順和	(長野県立こども病院 院長)
平野吉直	(信州大学教育学部 学部長)
藤森 章	(全日本吹奏楽連盟 総務部長)
古澤武彦	(長野赤十字病院 救急部長)
外間政信	(JA 長野厚生連篠ノ井総合病院 診療部長)
星澤哲也	(東京法令出版株式会社 社長)
堀内 昭	(長野県ソフトテニス連盟 理事長)
本郷一博	(信州大学脳神経外科学教室教授)
丸山正子	(長野県里親連合会 会長)
宮崎忠昭	(日本病院会顧問、長野赤十字病院名誉院長)
三浦靖雄	(長野市医師会長 三浦医院院長)
三村 功	(長野県テニス協会 理事長)
村岡紳介	(昭和伊南総合病院 副院長)

森 哲夫 (国立病院機構信州上田医療センター 院長)
山岸安正 ((株) 山岸製作所 代表取締役会長)
山沢清人 (信州大学学長)
綿貫隆夫 (国際ロータリー第2600地区 ガバナー)

『一校ひとくみ：ながの』の展開

1 はじめに

今回の震災被災者に対する支援は救援物資の提供、義援金、人的援助等で、政府、各自治体、企業、個人で始まっていますが、復旧まで長期間要することが現実視され、持続性のある支援モデルの構築が必要です。

震災後1ヶ月が経過した今も多くの被災者が避難生活を送っています。今後、交通インフラの修復やライフラインの復旧から、被災地の環境は改善することが見込まれますが、被災者の生活環境が整うまでにはまだ長い期間が必要です。

仮設住宅の建設が始まり、また他自治体の住居を提供する申し出もあり、一部では避難者の移動が始まっていますが、地域を見捨てたくない、疎開先での就学、就業が不明瞭、期間が定まっておもまた移動を迫られるといった意見も見られ、被災者の多さ、その被害状況の多様性から早急な解決は困難と思われま

す。報道をみると震災直後に比べ被災地の方達からは今後の生活に対する不安が見られるようになってい

ます。被災地域の生活基盤を含めた復旧には長い時間を要することから、今後は中期的な生活支援として被災者に対する就業、就学支援が重要と考えま

す。長野県での有効求人倍率が0.62程度と求職難であることに加え、今後被災地での復興需要が増すことを考えると、長野県において被災者の就業支援を広く行うことは容易ではないと考えま

す。一方、就学支援では、長野県内の一般市民の被災地のこどもらに対する思いは強く、現在は義援金や救援物資の提供に留まっていますが、被災児童・生徒のホームステイとしての受入を受容している市民は多数存在するよう

です。また小中学校も被災地の児童・生徒の弾力的受入を表明しています。

現在、被災地の小中学校においては、なんとか授業の再開を目指していますが、劣悪な環境の改善の目処はたっていないところもあります。

今後、このような地域の復興に向けて、被災児童に対する就学支援も喫緊の課題の一つと思われま

生徒が多数存在します。

これら児童・生徒の生活・就学について非被災地域の一般市民の支援を受けて解決することで、その他の状況の解決の糸口となるものと確信します。

2 『一校ひとくみ：ながの』による被災児童・生徒の受け入れについて

今回の震災の特徴として、地震災害による犠牲より津波災害による災害者が多数で、現在、被災地にて子どもたちの多くは健康な状態で生活しています。

身体的に就学可能な状況にある児童・生徒がいるにもかかわらずこの時期でも被災地では就学が困難な状況にあります。

家族単位、あるいは集団で被災地から移住することが徐々に行われていますが、家族とともに過ごすことになっても友達と離れることは子どもたちにとって良好な環境とはならないものと考えます。また集団移住もなかなか地域の人たちの賛同が得られず進まない様です。

現在被災地に残ることを選択、もしくは余儀なくされている保護者らも、就学を断念、地元の小学校にこだわっているばかりではなく、子どもたちの良好な就学、生活環境を作りたいと熱望しているものと考えます。しかしこれらの保護者も、将来の展望が不明瞭であることに加え、被災地の復興や行方不明者の捜索、地元に対する愛着、治安の維持から、被災地を直ちに離れることは困難な状況にあります。

そこで、被災地の子どもたちがたとえ家族と離れても、多くの仲間たちと同じ学校で就学でき、同じ地域で過ごし良好な環境で生活することで、被災地の大人たちも安心して復興のために立ち上がることができるかと確信し、一つの学校が一クラス分程度の児童・生徒を、非被災地の市民の協力によって受け入れ 就学、生活支援を行う「一校ひとくみ：ながの」による被災地復興支援モデルを考えました。

これは、**ひとクラスもしくはそれに準じた人数の児童・生徒を一つの学校で受入れる**ことで被災地の児童・生徒の精神的安定と地域の連帯感の継続をはかり、またより多くの長野県の児童・生徒が被災地の児童・生徒との交流を持つことができることを目的としています。この交流は長野における受入地域の保護者や一般市民と被災地を結ぶ手だてにもなります。今回の震災はあまりに広範囲であり一部地域に明確な思い入れが生まれなければ長期間にわたる支援は望めず、一定地域の子どもたちを受入れることで、市民の被災地支援に明確な目的が得られるものと思われまます。

被災地からのこどもの受入要請があった際これに速やかに応えるべく、3月2

2日から「一校ひとくみ：ながの」準備委員会をたちあげ、こどもたちのホームステイによる受け入れ支援を計画してきました。

「一校ひとくみ：ながの」による就業・生活支援は以下の手順によります。

- 1) 「一校ひとくみ：ながの」を支える会（以下 本会とする）を組織する。
- 2) 本会は「一校ひとくみ：ながの」の趣旨を広く告知し、運動の賛同者およびホームステイとして被災地の小中学校就学児童・生徒（以下“こども”とする）を受け入れ可能な家庭（以下 ホストとする）を募集する。ホスト応募者はホスト登録票（作成中）を作成し、本会はこれを登録する。家庭状況、家族構成については本会が調査し、“こども”の安全を確保する。ホストは、受入可能な“こども”の人数、性別、学年を確認し、所在地の通学区を併せて登録する。
- 3) 本会は被災地に“こども”受入要請票（作成中）、“こども”の個人調査票（作成中）を送付する。
- 4) “こども”の受入を希望する被災地の代表（自治体、教育委員会、学校、避難所の保護者代表等被災地の状況による）は“こども”受入要請票に、学校名、学年、人数、性別を記入し本会に送る。
- 5) 要請票に基づき“こども”受入可能な学校を選定する。
- 6) 一つの学校で受入が困難な際には近隣の学校に通学できるよう調整を行う。
- 7) 受入可能な学校が選定されたうえで被災地に受入れ可能であることを伝える。
- 8) 被災地側は“こども”の個人調査票を作成し、本会に送る。
- 9) 通学区、“こども”たちが放課後、休日等に交流可能な配置を考慮した上でホストを選定する。
- 10) 通学区内にホストが得られない際には、①越境通学：通学に必要な交通費は本会が負担する。②公営住宅、民間の賃貸住宅を利用し、保護者のうち一名が同居とする。ホストの登録を引き続き要請し、ホストが得られた時点で“こども”をホストに預け、保護者は被災地に戻る。
- 11) “こども”に特段の事情があり、ホームステイが困難と思われる際には、保護者が付き添って公営住宅、民間の賃貸住宅の利用を考慮する。
- 12) 本会は移動手段（バス）を確保し、被災地へ向かう。
- 13) 移動中のバスの中で、“こども”とホストのマッチングを行う。

- 1 4) 通学する学校まで“こども”と保護者を搬送する。
- 1 5) ホストは学校で“こども”と保護者を出迎え、就学の為に必要な手続きを行う。
- 1 6) 保護者を被災地まで搬送する。
- 1 7) ホームステイの期間に“こども”の生活に必要な食事・衣類その他必需品にかかる費用についてはホストの負担とする。疾病、外傷等によって生じた費用は本会が補償する。
- 1 8) “こども”に携帯電話を貸与し保護者との連絡を容易にする。これにかかる費用は本会が負担する。
- 1 9) ホームページを作成、“こども”間や保護者との連絡を維持する。
- 2 0) ホストが期間中に継続して受け入れることが困難な状況になった際には本会が“こども”、保護者との協議のうえ、これを解決する。
- 2 1) “こども”のこころのケアの観点から、被災地の小・中学校の教師の支援を依頼する。
- 2 2) 学生ボランティアによる“こども”のこころのケアの他、問題の早期発見に努める。この際 受入校の児童・生徒との間に差が生じないよう配慮する。
- 2 3) “こども”の保護者のうち代表者として若干名の受入を考慮する。
- 2 4) ホームステイ中に生じた事故に対する補償のため本会は障害保険に加入する。
- 2 5) 期間は原則一年間とする。
- 2 6) 被災地の状況をみて長期休暇等の集団帰省を計画・実行する。
- 2 7) 被災地の状況をみて長野のこどもたち（保護者）による被災地訪問を計画する。
- 2 8) “こども”、保護者の希望による途中での帰宅はこれを妨げない。
- 2 9) 「一校ひとくみ：ながの」で知り得た個人情報はこの運動の目的以外では使用しない。
- 3 0) 要する費用は、「一校ひとくみ：ながの」基金をつくり、寄付金をもってこれにあてる。復興が成り、“こども”全員を保護者に送り届けたことをもって「一校ひとくみ：ながの」を支える会は解散し、基金の剰余金は参加した自治体に寄付し教育の振興、児童・生徒の奨学金基金に利用してもらう。

3 『一校ひとくみ：ながの』の利点

- 1) 児童・生徒の海外交流等でホームステイは社会的に受容されており、児童・生徒を送り出すことも受け入れることもこれまでに行われている。
- 2) “こども”たちが、同じもしくは近隣の学校に通学するため“こども”の精神的安定を保ちやすい。“こども”が分散しないことで元来の教師のサポートや少数の保護者による精神的サポートが可能となる。
- 3) “こども”を受け入れる市民に、“こども”の生活費を負担してもらうため、被災者の経済的負担が少ない。
- 4) “こども”を受け入れる市民に対しても支える会としてサポートが可能なためホストとしての参加が得られやすい。
- 5) 労働可能世代が被災地に残るため復興事業を被災者の手によって行うことができる。また、被災地に生活者が残ることで治安の維持が期待できる。
- 6) 長野で一定期間生活する“こども”たちが増えることは将来の長野にとっても喜ばしい。
- 7) “こども”たちを受入れることで長野のこどもたちも成長できる。
- 8) 震災復興支援にあたりたいと考えている非被災地の市民が形のある支援に参加できる。成果が形になって表れるため、ホスト以外の市民からも寄付や物質的・精神的援助が得られやすい。
- 9) 今後、各自治体が用意する被災者用住宅に加え、被災者が各自で移住するものと思われる。被災者の感情として同じ地域で暮らせるように居住地を選択する可能性が高く、その際には無計画に児童・生徒が突然増加する事態を迎える可能性がある。「一校一組（ひとくみ）運動」により児童・生徒を計画的に迎え入れられることで、受入側自治体、学校、地元の負担が軽減される。

4 『一校ひとくみ：ながの』の問題点と対応

- 1) 家族が離れて過ごすことになり、特に小学校低学年にとっては精神的なサポートがより必要となる。これには複数の“こども”を受入可能なホストを優先して選択して対応したい。また、学生ボランティアの参加を計画しており、個々の“こども”に対応したい。
被災地の通信インフラの整備が進めば、被災地の保護者と“こども”、ホスト間の交流が行えるものと思われる。
- 2) 両親が被災するなど、入学・転校に必要な手続きが行えない“こども”に対する対応が困難であるが、被災地の希望に添えるよう努力する。

- 3) “こども”たちの安全に対する担保が必要となるが、委員会、後援組織が責任をもってあたりたい。
- 4) 被災地では春休みの延長、新学期の開始を遅らせる決定をしたところがあるが、受入側の児童との間で授業の進捗に差が生じる。これには学生ボランティアの協力で解決に努力する。
- 5) 1年間と長期にわたるホームステイは一般的でなく、ホストに多大な負担を生じさせる可能性があるが、本会がホストの相談に乗ることで対応したい。

5 “こども”の要請数の見込み

現在、避難所生活者は約16万人と発表されていますが、自宅での避難生活を送っている潜在的避難者を含めるとおよそ50万人の避難者がいるものと考えられる。このうち小中学校就学人口が5万人と推測されこの中で2割が「一校ひとくみ：ながの」での支援を希望すると1万人となります。この運動が全国の自治体で展開されれば、長野での要支援児童・生徒はおよそ200人となります。

6 組織のあり方

このプロジェクトが始動した際には、当委員会は、『「一校ひとくみ：ながの」を支える会』となり、“こども”の生活や保護者との関係の維持に努めます。資金面の支援も支える会が担当します。学校の選定は教育委員会との間で協議し、これを決めます。(別紙参照)

この組織の稼働期間は、原則1年間とし復興の状況をみて再考します。

7 さいごに

被災者の他県への移住が始まっていますが、移動が困難な状況にある方達や地域の自治や復興に責任感を持って対応している方達への支援がかえって遅れることが懸念されます。特に小中学生を子にもつ世代は最も被災地に必要な人材であり、これらの被災者が将来を託すべき子どもたちを暖かく迎えることで被災地域に残る方達の復興への支えになるものと考えます。

8 今後について

放射性物質の持続的飛散に伴い福島第一原発の近隣のみならず広い範囲からの住民の逃散が始まっています。これは治安の悪化や教育、労働の観点からも地方自治の危機的状況といえます。

放射性物質の飛散状況によってはさらに避難地域、自主避難地域の拡大が懸念され、それに伴って避難者の増加が危惧されます。

実際の健康被害を考えると避難すべきは乳幼児・児童・生徒でありこの地域の住民の方達にも「一校ひとくみ：ながの」は有効と考えます。

長野県単独で今回の震災地域の児童・生徒を支えきれないことは明白であり、他の自治体にも運用可能なモデルとして構築し「一校ひとくみ：〇〇」として拡大したいと考えています。